

議案第73号

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 9月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年みやき町条例第79号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(償還) 第15条 (略) 2 (略) 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> | <p>(償還) 第15条 (略) 2 (略) 3 <u>償還免除、一時償還違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> |